ときは0.550とする。

F_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14}　ア　平成14年度市場公募都市に係るもの　0.013
　　イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.009

G_{15}＝0.006

G_{16}＝0.003

G_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.014
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01286
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01796

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{12}　ア　平成12年度市場公募都市に係るもの　0.053

ときは0.550とする。

F_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14}　ア　平成14年度市場公募都市に係るもの　0.013
　　イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.009

G_{15}＝0.006

G_{16}＝0.024

G_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.014
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

G_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

G_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01289
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01799

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 11 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{11}　ア　平成11年度市場公募都市に係るもの　0.042
　　イ　平成 11 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.044

I_{12}　ア　平成12年度市場公募都市に係るもの　0.053